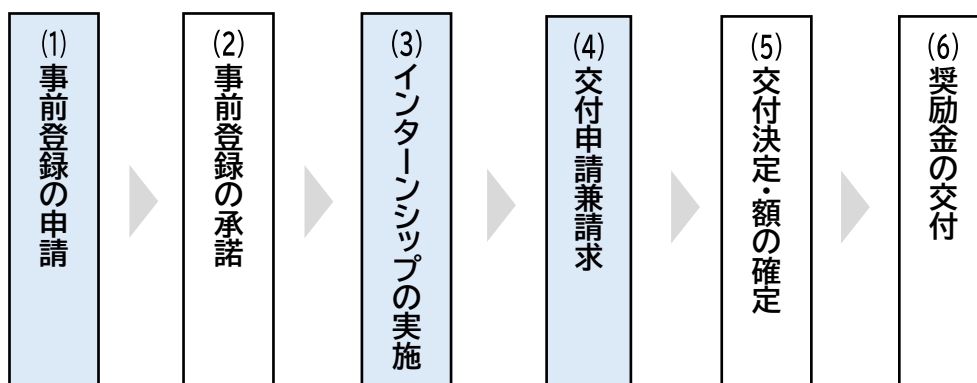


4 交付までの流れ



※(2)事前登録の承諾後に実施するインターンシップが交付対象となります。

不備のない事前登録の申請を受付後、事前登録の承諾の通知まで10営業日程度を要しますので、余裕をもって事前登録の申請を行ってください。

高松市 J-Startup インターンシップ支援奨励金 手続き用フォーム

各種手続きは、市ホームページ内「高松市 J-Startup インターンシップ支援奨励金 手続き用フォーム」から行ってください。(本フォームから必要書類の PDF データをアップロードし、電子提出してください。)

フォーム URL: <https://logoform.jp/form/dV7M/1517933>

二次元コード:



※複数ページある場合は、書類毎に一つのファイルにまとめてアップロードしてください。

※必要に応じて、後日原本の提出を求められることがあります。

(1)事前登録の申請

●事前登録の申請期間

令和8年4月23日から令和9年1月29日まで

※予算額に達した場合は受付を中止します。

申請総額が予算総額を下回った場合には、追加の募集を実施する場合があります。

その場合は、市ホームページにて公表します。

●事前登録の申請方法

手続き用フォームから必要書類の PDF データをアップロードし、電子申請してください。

●必要書類

- | |
|--|
| ①高松市 J-Startup インターンシップ支援奨励金事前登録申請書(様式第1号)
(作成に当たっては、市ホームページに掲載している記載例を参照してください。) |
|--|

(2)事前登録の承諾

事前登録の内容を審査し、事前登録の諾否を決定し、承諾するときは「高松市 J-Startup インターンシップ支援奨励金事前登録承諾通知書(様式第2号)」により、不承諾とするときは「高松市 J-Startup インターンシップ支援奨励金事前登録不承諾通知書(様式第3号)」により通知します。

※不備のない事前登録の申請を受付後、事前登録の承諾の通知まで10営業日程度を要します。

(3)インターンシップの実施

事前登録承諾通知書による通知日以降に、インターンシップを実施してください。

(4)交付申請兼請求

奨励金に係る全てのインターンシップが終了した後、交付申請兼請求を行ってください。

●交付申請期間

インターンシップの実施完了後20日以内、又は令和9年2月28日のいずれか早い日まで

●交付申請兼請求の方法

手続き用フォームから必要書類の PDF データをアップロードし、電子申請してください。

●必要書類

各様式の記入に当たっては、市ホームページに掲載している記入例を参照してください。

- | |
|---|
| ①高松市 J-Startup インターンシップ支援奨励金交付申請書兼請求書(様式第7号) |
| ②実施報告書(様式第8号) |
| ③誓約書(様式第9号) |
| ④実習生の身分証明書その他のその身分を証明することのできる書類等の写し |
| ⑤(発行後3月以内の履歴事項全部証明書)※①交付申請書兼請求書の同意欄にチェックを記入した場合は提出不要。 |

(5) 交付決定・額の確定

交付申請における提出書類の内容を審査し、交付の適否及び奨励金の額の確定をしましたら、「交付決定及び額の確定通知書(様式第10号)」又は「不交付決定通知書(様式第11号)」により通知します。(不備のない交付申請を受付後、交付決定まで、10営業日程度を要します。)

(6) 奨励金の交付

交付の決定をしたときは、申請者が奨励金の交付を請求したものとし、交付申請書兼請求書(様式第7号)に記載の口座に、奨励金を交付します。

- ・奨励金は、申請者本人の名義の口座にのみ振込が可能です。
- ・交付決定から振込までは2週間程度かかります。